

中山間地域等直接支払制度について

中山間地域は、水源の涵養や安らぎの空間の提供など、多くの恵みを市民にもたらしています。

このような、中山間地域の公益的な機能は、農業生産活動や農村の生活によって維持されています。

中山間地域等直接支払制度は、平地に比べて生産条件の不利性をもつ中山間地域において、農業生産活動等を維持する取組を支援する制度です。

制度のあらまし

1 対象となる地域及び対象となる農用地

(1)対象となる地域

特定農山村法【旧鹿野町全域・須金村・串村】、山村振興法【旧鹿野町全域・須金村・串村】、新過疎法、半島振興法、離島振興法【大津島】、棚田地域振興法に指定された地域及び県知事が指定する地域（特認地域）【旧須金村・中須村・向道村・長穂村・和田村・八代村、三丘村、高水村、河井、沼田ヶ峠】が対象です。

(2)対象となる農用地

①勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上である農用地（急傾斜農用地）
②自然条件により小区画・不整形な田
③積算気温が低く、草地比率の高い草地
④次の（ア）又は（イ）の基準を満たす農用地で、市町村長が特に認めるもの
（ア）勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地（緩傾斜農用地）
（イ）高齢化率及び耕作放棄率の高い農地
⑤県知事が定める基準（特認基準）に該当する農地
①②③④⑤で農振農用地区域内および地域計画の区域内の1ha以上のまとまりのある一団農用地が対象です。
ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上あれば、対象となります。

2 対象者

協定に基づき、5年以上継続して、農業生産活動等を行う者を対象とします。

- ①集落協定に係る農用地において、耕作、農地管理等を行う農業者等（農地所有適格法人、生産組織、第3セクター等を含む）
- ②個別協定に係る農地の耕作を引き受ける認定農業者等（第3セクター、特定農業法人、農業協同組合等を含む）

3 交付単価

(1)傾斜農用地等の交付単価（通常単価）

区 分 地 目	急傾斜	緩傾斜	草地比率の高い草地
田	21, 000 円/10a	8, 000 円/10a	
畑	11, 500 円/10a	3, 500 円/10a	
草地	10, 500 円/10a	3, 000 円/10a	1, 500 円/10a
採草放牧地	1, 000 円/10a	300 円/10a	

(2)加算措置交付単価

地 目 種 類	田	畑	草地・放牧地
棚田地域振興活動加算	(急傾斜) 10, 000 円/10a	(急傾斜) 10, 000 円/10a	
	(超急傾斜) 14, 000 円/10a	(超急傾斜) 14, 000 円/10a	
超急傾斜農地保全管理加算	6, 000 円/10a	6, 000 円/10a	
ネットワーク化加算※1	(～5ha部分) 10, 000 円/10a	(～5ha部分) 10, 000 円/10a	(～5ha部分) 10, 000 円/10a
	(5～10ha部分) 4, 000 円/10a	(5～10ha部分) 4, 000 円/10a	(5～10ha部分) 4, 000 円/10a
	(10～40ha部分) 1, 000 円/10a	(10～40ha部分) 1, 000 円/10a	(10～40ha部分) 1, 000 円/10a
スマート農業加算※2	5, 000 円/10a	5, 000 円/10a	5000 円/10a
集落機能強化加算の経過措置※2	3, 000 円/10a	3, 000 円/10a	3000 円/10a

※1: 年上限額は、1,000,000円。

※2: 年上限額は、2,000,000円。

4 対象となる行為

交付金の対象となる行為は、「集落協定」又は第3セクターや認定農業者等が農地を引き受ける場合の「個別協定」に基づき、5年以上継続される農業生産活動等です。

(1)5年間の最低限の農地管理活動等を実施します【通常単価の8割水準の交付要件】

分類	活動項目	活動水準
農業生産活動等	耕作放棄の防止等の活動	耕作、適切な農用地の維持管理、法面保護・改修等
	水路、農道等の管理活動	水路の泥上げ、農道の草刈り等、適切な管理・補修
多面的機能増進活動	多面的機能増進活動の実施	土壌流亡に配慮した営農の実施、周辺林地の下草刈り、景観作物の作付、棚田オーナー制度、魚類・昆虫類の保護等で集落の実態に合った活動を1つ以上実施

(2)(1)に加え、以下の要件を満たす活動を実施します【通常単価の交付要件】

分類	活動項目	活動水準
体制整備のための前向きな活動	ネットワーク化活動計画の作成	①協定参加者で話し合い ネットワーク化又は統合する協定若しくは連携する組織と共通認識を作りながら、集落協定において、ネットワーク化活動計画の記載項目について話し合う。 ②ネットワーク化活動計画の作成、市町村へ提出 ネットワーク化等の実現に向けた計画を明確化し、市町村へ提出する。

周南市内各協定一覧

地区名	区分		協定名	参加数		協定面積	交付金額	内 訳			
				協定	参加者	(㎡)	(円)	国費	県費	市費	
鹿野(通常)	1	集落	大潮	1	50	286,873	3,657,369	1,828,684	914,340	914,345	
	2	集落	西河内東	1	14	119,347	1,320,050	660,024	330,012	330,014	
	3	集落	西河内西	1	49	209,939	1,722,893	861,446	430,723	430,724	
	4	集落	渋川	1	42	382,169	3,216,147	1,608,073	804,036	804,038	
	5	集落	美保	1	7	55,973	778,228	389,113	194,555	194,560	
	6	集落	下石ヶ谷	1	6	39,177	546,693	273,346	136,673	136,674	
	7	集落	今井	1	34	241,125	2,514,203	1,257,101	628,550	628,552	
	8	集落	古野・金松	1	27	148,060	1,217,378	608,687	304,342	304,349	
	9	集落	合ノ川奥大町	1	13	72,842	491,810	245,903	122,949	122,958	
	10	集落	細野	1	13	42,988	552,176	276,086	138,041	138,049	
	11	集落	垂門	1	15	64,687	517,496	258,748	129,374	129,374	
	12	集落	仁保津	1	9	40,645	277,483	138,740	69,368	69,375	
	13	集落	杉ノ河内	1	9	29,238	187,123	93,561	46,780	46,782	
	14	集落	大泉	1	23	86,286	1,085,345	542,672	271,335	271,338	
	15	集落	大泉下溝	1	19	103,248	660,786	330,392	165,195	165,199	
	小計				15	330	1,922,597	18,745,180	9,372,576	4,686,273	4,686,331
	1	個別	(有)鹿野アグリ	1	1	646,579	6,085,323	3,042,659	1,521,327	1,521,337	
	2	個別	(農)ファーム大潮	1	1	131,911	1,364,844	682,421	341,210	341,213	
小計				2	2	778,490	7,450,167	3,725,080	1,862,537	1,862,550	
計				17	332	2,701,087	26,195,347	13,097,656	6,548,810	6,548,881	
徳山(特認)	16	集落	中須北	1	68	443,332	9,309,972	3,103,324	3,103,324	3,103,324	
	17	集落	黒瀬	1	10	59,601	1,251,621	417,207	417,207	417,207	
	18	集落	筋地	1	26	288,532	6,059,172	2,019,724	2,019,724	2,019,724	
	19	集落	五味	1	9	24,362	412,126	137,374	137,374	137,378	
	20	集落	石ノ原	1	23	125,182	1,555,479	518,491	518,491	518,497	
	21	集落	東中原	1	3	16,649	279,703	93,234	93,234	93,235	
	22	集落	中須南地区	1	29	101,374	1,152,198	384,060	384,060	384,078	
	小計				7	168	1,059,032	20,020,271	6,673,414	6,673,414	6,673,443
	3	個別	(農)長穂	1	1	387,385	3,996,847	1,332,279	1,332,279	1,332,289	
	4	個別	廣林 悦夫	1	1	103,932	855,779	285,259	285,259	285,261	
	小計				2	2	491,317	4,852,626	1,617,538	1,617,538	1,617,550
	計				9	170	1,550,349	24,872,897	8,290,952	8,290,952	8,290,993
新南陽(特認)	23	集落	大谷	1	24	34,701	553,619	184,535	184,535	184,549	
	24	集落	升谷とんぼの会	1	10	70,070	642,655	214,218	214,218	214,219	
	計				2	34	104,771	1,196,274	398,753	398,753	398,768
熊毛(特認)	25	集落	八代地区	1	174	622,180	13,065,780	4,355,260	4,355,260	4,355,260	
	26	集落	八代下須自治区	1	15	121,252	1,303,141	434,379	434,379	434,383	
	計				2	189	743,432	14,368,921	4,789,639	4,789,639	4,789,643
集落協定				26	721	3,829,832	54,330,646	21,234,382	16,548,079	16,548,185	
個別協定				4	4	1,269,807	12,302,793	5,342,618	3,480,075	3,480,100	
周南市全体				30	725	5,099,639	66,633,439	26,577,000	20,028,154	20,028,285	

1 周南市における交付対象面積及び交付額

区 分	交付対象面積（㎡）			交 付 額（円）		
		内集落機能強化加算	内生産性向上加算		内集落機能強化加算	内生産性向上加算
田 ①	5,099,639	286,873	772,527	66,633,439	670,224	1,598,596
急傾斜	292,058	18,667	26,540	5,702,680	43,612	53,200
小区画・不整形						
緩傾斜	2,409,029	268,206	620,805	20,492,667	626,612	1,244,418
高齢化率・耕作放棄率						
8法内特認						
8法外特認	2,398,552		125,182	40,438,092		300,978
畑 ②						
急傾斜						
緩傾斜						
高齢化率・耕作放棄率						
8法内特認						
8法外特認						
草地 ③						
急傾斜						
緩傾斜						
高齢化率・耕作放棄率						
8法内特認						
8法外特認						
採草放牧地 ④						
急傾斜						
緩傾斜						
8法内特認						
8法外特認						
合計(①+②+③+④)	5,099,639	286,873	772,527	66,633,439	670,224	1,598,596

2 周南市における集落協定及び個別協定の締結状況

区 分	協定締結数 （ 件 ）	参加農家数 （ 戸 ）	交付農用地面積 （ ㎡ ）	交付額 （ 円 ）
集落協定	26	713	3,829,832	54,330,646
個別協定	4	4	1,269,807	12,302,793
計	30	717	5,099,639	66,633,439

3 負担割合

区 分	負 担 区 分		
	国・県費	市費	計
1 通常基準	19,646,466 円	6,548,881 円	26,195,347 円
2 特認基準	26,958,688 円	13,479,404 円	40,438,092 円
計	46,605,154 円	20,028,285 円	66,633,439 円